

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和5年8月31日

和歌山市監査委員

和行経第17号
令和5年8月7日
(2023年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等について（通知）

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|---|-----------|
| <p>1 国民健康保険事業特別会計 (4) 将来推計の作成について 将来推計のシミュレーションとして令和4年度より赤字化しその補填のために36億円の繰越金の取り崩しが見込まれているが、当該シミュレーションによれば、赤字の拡大により近い将来には、現在の36億円の繰越金が欠損金になるという悲惨なシナリオとなっているため、今後の1人当たりの医療費の上昇傾向などを踏まえたより詳細な推計値を作成し、収納率の向上や適正な保険料水準の検討など、対策を練る必要がある。</p> | <p>医療費水準及び国民健康保険事業費納付金の増減傾向等を加味して作成した、より詳細な将来推計を基に、収納率の向上対策及び適正な保険料水準の検討等、保険事業財政の健全化対策を実施していきます。</p> | <p>健康局 国保年金課</p> | <p>25</p> |
| <p>7 漁業集落排水事業特別会計 (3) 料金設定方法について 公共下水道と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、漁業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から20年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。</p> | <p>現行の料金は、公共下水道事業の料金体系に当てはめて算出した場合の料金より高くなっていることから、現時点では現行の料金体系を維持していきます。</p> | <p>企業局 経理課 (監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p> | <p>84</p> |
| <p>(4) 一般会計からの繰入金について 一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に公共下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。</p> | <p>経費の削減を実施し、繰入金の縮減に努めていきます。</p> | <p>企業局 経理課 (監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p> | <p>85</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|---|---|----|
| <p>8 農業集落排水事業特別会計</p> <p>(3) 料金設定方法について</p> <p>公共下水と浄化槽利用者に対する料金は値上げがあったのに対し、農業集落排水事業に対する料金設定は設置当初から20年程度変更されていない。利用者数の減少も見込まれる中、当該事業の持続可能性を踏まえると、適切な料金設定をする必要がある。</p> | <p>現行の料金は、公共下水道事業の料金体系に当てはめて算出した場合の料金より高くなっていることから、現時点では現行の料金体系を維持していきます。</p> | <p>企業局 経理課</p> <p>(監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p> | 88 |
| <p>(4) 一般会計からの繰入金について</p> <p>一般会計からの繰入が多額となっていることから、公営企業化後に中流域下水道への切り替えや料金設定を検討していくとのことであるが、適切に対応していく必要がある。</p> | <p>経費の削減を実施し、繰入金の縮減に努めていきます。</p> | <p>企業局 経理課</p> <p>(監査時担当) 産業交流局 農林水産課</p> | 89 |
| <p>9 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</p> <p>(1) 貸付金台帳の網羅性について</p> <p>貸付の台帳については、貸付の明細が一覧としてシステムから出力されるわけではないので、決算における貸付残高との一致が確認できない。</p> <p>決算数値である貸付の残高の内訳である個人別の明細は決算根拠資料として必要であり、システムを改修する等により貸付金の明細の合計残高と決算における貸付残高の一致を定期的に確認し、決算数値の適正性を検証する必要がある。</p> | <p>システム更新時、貸付残高がシステム内で確認できるよう、改修していきます。</p> | <p>福祉局 こども家庭課</p> | 94 |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局 部 課等名 | 頁 |
|--|--|----------------------|------------|
| <p>10 介護保険事業特別会計</p> <p>(1) 介護予防の在り方について</p> <p>介護保険課は、介護保険制度における懸案事項として、介護給付費のひっ迫を考慮しており、対応策のひとつとして、介護予防に重点を置いている。しかし、介護予防施策の効果について、介護認定者数の推移等と関連付けた検証や分析を行っていない。</p> <p>介護給付費のひっ迫という懸案事項に対し、介護予防に重点を置いているのであれば、介護予防施策が介護給付費へ影響を与えているか把握することが必要である。</p> | <p>介護予防施策の効果について、給付費及び介護度の推移に関する検証及び分析を実施しました。</p> <p>今後も、より広い視点を持って検証及び分析に取り組んでいきます。</p> | <p>健康局 介護保険課</p> | <p>107</p> |
| <p>(3) 連帯納付義務者に対する催告について</p> <p>連帯納付義務者に対する文書による催告、滞納処分への取り組みがなされていない。公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。</p> | <p>本市では、現在、電話催告、訪問徴収、分割納付相談、預金調査や差押などを実施しています。また、滞納者本人への催告等を実施する時に、連帯納付義務者にも納付折衝を実施しています。</p> <p>今後も、状況に応じて様々な方法で対応し、納付率の向上に努めていきます。</p> | <p>健康局 介護保険課</p> | <p>111</p> |
| <p>(5) ケアプランチェックのフォローアップについて</p> <p>ケアプランチェックを行った内、8割の事業者に対して指導・改善要望を出している。しかし、改善要望に関しては事後のフォローアップを実施していない。</p> <p>チェックの実効性を上げるためにも、フォローアップの実施が必要である。</p> | <p>基準違反の可能性のある事業者に対して、ケアプランの再提出を求める等のフォローアップを実施しました。</p> | <p>健康局 介護保険課</p> | <p>112</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局 部 課等名 | 頁 |
|---|--|----------------------|------------|
| <p>11 後期高齢者医療特別会計</p> <p>(1) 連帯納付義務者への催告、滞納処分の取り組みについて</p> <p>連帯納付義務者に関して、後期高齢者医療保険料決定通知書の裏面に記載し広報はしているものの、連帯納付義務者に対する催告、滞納処分の取り組みがなされていない。公平性の観点からも、様々な方法を駆使し、納付率の向上に努める必要がある。</p> | <p>本市では、現在、電話催告、訪問徴収、分割納付相談、預金調査や差押などを実施しています。また、滞納者本人への催告等を実施する時に、連帯納付義務者にも納付折衝を実施しています。</p> <p>今後も、状況に応じて様々な方法で対応し、納付率の向上に努めていきます。</p> | <p>健康局 保険総務課</p> | <p>117</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>1 個別システムに関するの結果</p> <p>(1) 和歌山市行政ネットワークシステム</p> <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順は策定済みではあるが、十分に浸透させることが望ましい。</p> | <p>情報セキュリティ実施手順について、再度通知をし、浸透を図っていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>47</p> |
| <p>機器廃棄については、外部事業者が物理的破碎を行っているが、当該機器破碎後の写真が無い。ロット番号等が映り込み当該機器が破碎されたことを示す写真を、事業者から入手することが望ましい。</p> | <p>機器廃棄については、調達時に破碎後の写真を提出するように仕様を見直しました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>48</p> |
| <p>外部からの訪問者が管理区域に入室する場合は、外見上職員等と区別できるような措置（ビジターバッジ装着等）をすべきである。</p> | <p>外見上職員等と区別できるように、管理区域への入室時に、訪問者用名札を着用する運用としました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>48</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>パスワードについては、複雑性や長さを再定義し、そのルールに則らないものはシステム的に設定できないようにすべきである、あるいは二要素認証を導入すべきである。</p> | <p>システム的に設定できるものについて、パスワードのルールを再定義していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>48</p> |
| <p>『和歌山市行政ネットワークシステム運用管理規程』にてユーザーアカウントの取扱いに関して、明文化されてはいるが、人事異動等に伴い、権限がなくなった職員等のアカウントがないか定期的に点検することが望ましい。</p> | <p>人事異動等に伴い、権限がなくなった職員等の報告をするよう徹底していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>48</p> |
| <p>一部共有IDが存在するが、人事異動時にパスワードを変更することが望ましい。</p> | <p>共有IDについては、人事異動時、パスワードを変更するように再度周知していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>49</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>管理権限を持つ共有IDについては、共有を廃止すべきである、あるいは人事異動時にパスワードを変更する等のセキュリティ強化を図るべきである。</p> | <p>管理権限を持つ共有IDについては、人事異動時にパスワードを変更し、セキュリティ強化を図っていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>49</p> |
| <p>(2) 和歌山市保険系システム 機密性の高い文書ファイルは、施錠できるキャビネットに収納すべきである。</p> | <p>令和4年度から施錠できるキャビネットを購入しました。今後も機密性の高い文書ファイルは、施錠できるキャビネットに収納していきます。</p> | <p>健康局 介護保険課</p> | <p>51</p> |
| <p>外部からの訪問者が管理区域に入室する場合は、外見上職員等と区別できるような措置（ビジターバッジ装着等）をすべきである。</p> | <p>外見上職員等と区別できるように、管理区域への入室時に、訪問者用名札を着用する運用としました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>51</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|---|-----------|
| <p>(3) 和歌山市施設案内・予約システム 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を整備すべきである。</p> | <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ実施手順を整備しました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課 市民環境局 男女共生推進課 福祉局 高齢者・地域福祉課 障害者支援課 産業交流局 産業政策課 文化振興課 スポーツ振興課 都市建設局 公園緑地課</p> | <p>53</p> |
| <p>機密性の高い文書ファイルは、施錠できるキャビネットに収納すべきである。</p> | <p>機密性の高い文書ファイルは、施錠できるキャビネットに収納しました。</p> | <p>都市建設局 公園緑地課</p> | <p>54</p> |
| <p>USBメモリが施錠される場所に保管されていない、又は個人管理となっている。指定管理者においても『和歌山市情報セキュリティポリシー』を遵守すべきである。</p> | <p>情報セキュリティポリシーに基づき、「重要情報資産」を保管するUSBメモリは、施錠可能な場所に保管しました。</p> | <p>福祉局 高齢者・地域福祉課 産業交流局 文化振興課</p> | <p>54</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|---|-----------|
| <p>PC離席時の画面ロックが設定されていない。指定管理者においても『和歌山市情報セキュリティポリシー』を遵守すべきである。</p> | <p>情報セキュリティポリシーに基づき、PC離席時の画面ロックを設定しました。</p> | <p>福祉局 高齢者・地域福祉課 産業交流局 文化振興課</p> | <p>54</p> |
| <p>情報セキュリティポリシーの保管が確認できない。指定管理者においても『和歌山市情報セキュリティポリシー』を遵守すべきである。</p> | <p>情報セキュリティポリシーを指定管理者に配布し、周知させました。</p> | <p>福祉局 高齢者・地域福祉課</p> | <p>54</p> |
| <p>各課では共有IDのみの保有となっており、退職者や異動者がシステムへのアクセスが可能な状態となっている。期や年次でパスワードを変更する等のセキュリティ強化を図るべきである。</p> | <p>共有IDについては、年次や人事異動等により使用者に変更がある場合に、パスワードを変更することで、セキュリティ強化を図りました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課 市民環境局 男女共生推進課 福祉局 高齢者・地域福祉課 障害者支援課 産業交流局 産業政策課 文化振興課 スポーツ振興課 都市建設局 公園緑地課</p> | <p>55</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|--|---|-----------|
| <p>パスワードについては、複雑性や長さを再定義し、そのルールに則らないものはシステム的に設定できないようにすべきである、あるいは二要素認証を導入すべきである。</p> | <p>パスワードルールを変更し、複雑化することでセキュリティ強化を図りました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課 市民環境局 男女共生推進課 福祉局 高齢者・地域福祉課 障害者支援課 産業交流局 産業政策課 文化振興課 スポーツ振興課 都市建設局 公園緑地課</p> | <p>55</p> |
| <p>ウェブで利用できるGmailやGoogleドライブへのアクセスが可能であるPCが見受けられた。指定管理者においても『和歌山市情報セキュリティポリシー』を遵守すべきである。</p> | <p>GmailやGoogleドライブへのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入しました。</p> | <p>福祉局 高齢者・地域福祉課 産業交流局 産業政策課 文化振興課</p> | <p>55</p> |
| <p>(4) 被災者支援システム 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた、情報セキュリティ実施手順を整備すべきである。</p> | <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ実施手順を整備しました。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>56</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>当該情報システムに関連しない、又は個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等の持込みを禁ずる確認や張り紙等をすることが望ましい。</p> | <p>当該情報システムに関連しないコンピュータ等の持込みを禁ずる貼り紙を作成し、当該サーバを保管しているラックに掲示しました。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>57</p> |
| <p>消火時に電気設備に影響を与えない専用の消火設備を設置をすることが望ましい。</p> | <p>電気設備に影響を与えない専用の消火設備については、二酸化炭素消火器を購入し、管理区域に設置しました。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>57</p> |
| <p>個人番号利用等事務系の場合、二要素認証を導入することが必要である。現状、鍵及びパスワードによりセキュリティを行っているが、鍵は二要素とは言えず、静脈認証等の対策をすべきである。また、サーバラックを開けて作業を行った者については、管理簿に記録すべきである。</p> | <p>二要素認証については、次期システム導入時に静脈認証等を導入していきます。 また、サーバラックの管理簿については、作成して、現在運用しています。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>57</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>個人番号利用事務については、不審なアクセスがないかという観点で設定した、何らかのルール・閾値等を情報セキュリティ実施手順に定め、明文化した上で、ログを定期的に分析すべきである。</p> | <p>ログの管理について、情報セキュリティ実施手順に定め、分析を実施しました。現在も定期的に分析を実施しています。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>58</p> |
| <p>利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱い等の方法を情報セキュリティ実施手順に定め、明文化すべきである。</p> | <p>利用者IDの取り扱い等の方法については、情報セキュリティ実施手順に決めました。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>58</p> |
| <p>端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施すべきである。</p> | <p>各端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施するよう設定を行い、現在も実施しています。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>59</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>システムの特長上、ICT-BCPの重要性が高いにもかかわらず、ICT-BCPが策定されていない。業務遂行をICT面から支援し、発災直後に素早く稼働できるようにICT-BCPを策定すべきである。</p> | <p>ICT-BCPについては、策定し、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保していきます。</p> | <p>危機管理局 総合防災課</p> | <p>59</p> |
| <p>(5) 水道管理システム システムログイン時に、ユーザーID、パスワードが不要のため、アクセスログを確認する際に、誰がアクセスしたかを把握できない可能性がある。システムログイン時にもID、パスワードを設定することが望ましい。</p> | <p>ログイン時のID/パスワード入力機能は無いものの、手のひら静脈認証により一定のセキュリティは確保されています。 次期システム調達時には、セキュリティ機能要件も含めて各ベンダーの比較検討を実施し、調達していきます。</p> | <p>企業局 企業総務課</p> | <p>61</p> |
| <p>端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施すべきである。</p> | <p>各端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施するよう設定を行い、現在も実施しています。</p> | <p>企業局 企業総務課</p> | <p>61</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|----------------------------------|-----------|
| <p>(6) 和歌山市住宅使用料・専用水道料等システム 外部からの訪問者が管理区域に入室する場合は、外見上職員等と区別できるような措置（ビジターバッジ装着等）をすべきである。</p> | <p>外見上職員等と区別できるように、管理区域への入室時に、訪問者用名札を着用する運用としました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>63</p> |
| <p>USBメモリが施錠される場所に保管されていなかった。機密情報の盗用を防ぐ観点から、施錠される場所に保管すべきである。</p> | <p>USBメモリについては、施錠可能な場所に保管しました。</p> | <p>都市建設局 住宅政策課</p> | <p>63</p> |
| <p>個人番号利用事務については、不審なアクセスがないかという観点で設定した、何らかのルール・閾値等を情報セキュリティ実施手順に定め、明文化した上で、ログを定期的に分析すべきである。</p> | <p>ログの取得、保管及び分析に関する実施手順を作成し、情報セキュリティ実施手順に追加しました。また、原則月1回ログを取得し、分析しています。</p> | <p>都市建設局 住宅第1課 住宅第2課</p> | <p>63</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|---|---------------------|-----------|
| <p>(7) 家屋評価システム 事業者のシステム開発におけるテスト結果については、その内容の報告を受けた上で、それらを和歌山市にて一定期間保管すべきである。</p> | <p>システム契約更新時には、テスト結果の内容について報告を受け、確認を実施した上で一定期間保管していきます。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>64</p> |
| <p>事業者からは、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書の提出を受け、それらを和歌山市にて確認・保管すべきである。</p> | <p>システム契約更新時には、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書について提出を受け、確認を実施した上で保管していきます。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>64</p> |
| <p>消火時に電気設備に影響を与えない専用の消火設備を設置をすることが望ましい。</p> | <p>電気設備に影響を与えない専用の消火設備については、純水消火器を購入し、管理区域に設置しました。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>65</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|---------------------|-----------|
| <p>外部からの訪問者が管理区域に入室する場合は、外見上職員等と区別できるような措置（ビジターバッジ装着等）をすべきである。。</p> | <p>外見上職員等と区別できるように、管理区域への入室時に、訪問者用名札を着用する運用としました。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>65</p> |
| <p>利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱い等の方法を明文化すべきである。</p> | <p>利用者IDの取り扱い等の方法については、情報セキュリティ実施手順に決めました。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>66</p> |
| <p>利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されていないことを証する申請や承認の記録を残すべきである。</p> | <p>毎年度、不要なID等が放置されていないことがわかる記録を保管する運用としました。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>66</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|-------------------------|-----------|
| <p>情報セキュリティ責任者は、情報システム管理者と連携して、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて随時に、自己点検を実施すべきである</p> | <p>所管するネットワーク及び情報システムについて自己点検シートを作成し、実施しました。</p> | <p>財政局 資産税課</p> | <p>66</p> |
| <p>(8) 中央卸売市場内情報管理システム 本システムは平成13年に導入され、導入時点から長い年月が経過しており、導入当初の関連文書が保存されていなかった。次期システム導入以降は、事業者からシステム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書の提出を受け、それらを和歌山市にて確認・保管することが望ましい。</p> | <p>次期システム導入時には、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書の提出を受け、確認を実施した上で保管していきます。</p> | <p>産業交流局 中央卸売市場</p> | <p>67</p> |
| <p>消火時に電気設備に影響を与えない専用の消火設備を設置をすることが望ましい。</p> | <p>電気設備に影響を与えない専用の消火設備については、純水消火器を購入し、管理区域に設置しました。</p> | <p>産業交流局 中央卸売市場</p> | <p>68</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|-------------------------|-----------|
| <p>パスワードについては、複雑性や長さを再定義し、そのルールに則らないものはシステム的に設定できないようにすべきである、あるいは二要素認証を導入すべきである。</p> | <p>パスワードルールを変更し、複雑化することでセキュリティ強化を図りました。</p> | <p>産業交流局 中央卸売市場</p> | <p>68</p> |
| <p>画面表示停止によるインシデントの際、『和歌山市情報セキュリティ緊急時対応計画』に沿った通知・対応がなされていない。当該対応計画のインシデント発生時の対応手順に準じて対応すべきである。</p> | <p>インシデント発生として取扱い、手順に則って対応していきます。</p> | <p>産業交流局 中央卸売市場</p> | <p>68</p> |
| <p>(9) 和歌山市債権回収システム システムベンダーとは課題管理表で、システム修正のやりとりをしているものの、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成すべきである。</p> | <p>システム変更履歴表を作成しました。</p> | <p>財政局 納税課</p> | <p>69</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|--------------------------------|-----------|
| <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を整備すべきである。</p> | <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ実施手順を整備しました。</p> | <p>財政局 納税課 債権回収対策課</p> | <p>70</p> |
| <p>外部からの訪問者が管理区域に入室する場合は、外見上職員等と区別できるような措置（ビジターバッジ装着等）をすべきである。</p> | <p>外見上職員等と区別できるように、管理区域への入室時に、訪問者用名札を着用する運用としました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>70</p> |
| <p>課内全職員に過去の記録を削除・修正できる管理者IDが付与されているが、管理者の権限を有するものは最小限とし、システム上の権限の設定変更により、過去の記録を修正できない仕様とすることも検討すべきである。</p> | <p>管理者の権限を有するものを最小限としました。また、システム上の権限の設定変更により、原則過去の記録を修正できないようにしました。</p> | <p>財政局 納税課</p> | <p>70</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|---|----------------------|-----------|
| <p>(10) 和歌山市観光アプリ （現在は運用保守費用が無償とのことであったが一定の費用を負担したとしても）事業者からは、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書の提出を受け、それらを和歌山市にて確認・保管すべきである。</p> | <p>事業者には、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書を提出するよう要望しています。事業者からの提出を受け次第、本市にて確認を実施した上で適切に保管していきます。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>71</p> |
| <p>（現在は運用保守費用が無償とのことであったが一定の費用を負担したとしても）事業者が実施する運用作業については、それら作業記録を作成すべきである。</p> | <p>事業者には、運用作業に関する作業記録を作成するよう要望しています。作成後、事業者からの提出を受け次第、本市にて確認を実施した上で適切に保管していきます。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>72</p> |
| <p>情報セキュリティポリシーの公開、又は契約書へ添付して、和歌山市が要求するセキュリティの水準を委託先に周知すべきである。</p> | <p>事業者に対し、情報セキュリティポリシーを送付し、周知しました。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>72</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>（現在は運用保守費用が無償とのことであったが一定の費用を負担したとしても）運用保守費が無償、つまり運用保守契約で無いという状況においては、万が一の障害等の際に、事業者は法的にはそれらに対する回復対応の義務を負う恐れがあるため、何らかの運用保守契約を締結することが望ましい。</p> | <p>現状、運用保守に関して適切に履行されるよう依頼しており、事業者側も承諾をしているものの、運用保守契約を締結することが望ましいため、その提案を行っています。今後、当該事業の拡張等の更新作業がある場合は、当初より運用保守契約を確実に締結していきます。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>72</p> |
| <p>情報セキュリティ執行責任者及び情報システム管理者は、文書サーバ等に記録された情報について、サーバの冗長化対策に関わらず、必要に応じ、定期的にバックアップを実施すべきである。バックアップを委託している場合には、実施状況を監督すべきである。</p> | <p>事業者には、バックアップを実施するよう要望しています。今後、バックアップが実施された場合は、適切に監督していきます。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>73</p> |
| <p>2 全庁レベルのICTガバナンスについて (1) 尼崎市USBメモリ紛失事案とその教訓 和歌山市の現状においては、各部署からの申請に基づき市管理のUSBメモリが配布されているが、将来的にはUSBメモリ配布は必要最低限の者だけの利用に切り替え、原則的にはUSBメモリの利用を廃止していくことが望ましい。ネットワークにつながっているPCについては、ファイル共有やファイル転送サービス、メール等でのデータ受け渡しに切り替えていくことが望ましい。</p> | <p>利用されていないUSBメモリは回収し、必要最低限の利用としていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>75</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>業務委託契約書に、和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守が規定されているが、『和歌山市情報セキュリティポリシー』は当該契約書に合綴されていないため、事業者はその内容を知るすべがない。契約の都度、『和歌山市情報セキュリティポリシー』を契約相手方に渡すか、HPにて情報セキュリティ対策基準を含めた公開をすることが望ましい。</p> | <p>ホームページ上で公開し、事業者等が内容を確認できるようにしました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>75</p> |
| <p>個人情報（マイナンバー含む。）を取り扱う業務について発注元である和歌山市は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、再委託（再々委託以降を含む。）先に対しても間接的に監督義務を負うとされている。このため、再委託（再々委託以降を含む。）先が和歌山市の許諾を得ずに再委託を行っていないか確認することが望ましい。</p> | <p>委託先に対し、再委託（再々委託以降を含む。）を行う場合は、あらかじめ本市の許諾を書面で得ることを徹底させるよう、周知していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>75</p> |
| <p>(2) 高度化・多様化する情報セキュリティの脅威 パスワードについて、「十分な長さ」「想像しにくい文字列」の解釈が個人によってまちまちであるため、「情報セキュリティに関する留意事項」に一定の定めがあるものの、システム的に設定できる場合は脆弱なパスワードを設定できないように制御することが望ましい。</p> | <p>パスワードの強度を高められるよう、システム的に設定できるものについては、制限していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>76</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>一部のPCにおいて不正プログラム対策ソフトウェアによる定期的なフルチェックが実施されていないものが見られた。近年はマルウェアの作成スピードにパターンファイル作成が追い付かず、リアルタイムスキャンだけではマルウェアを見逃してしまい、PC内にマルウェアを侵入させてしまっているパターンも一般的にみられるため、これらの実施を徹底することが望ましい。</p> | <p>基幹系ネットワークシステムは、外部ネットワークシステムと隔絶されているので、業務遂行とのバランスを考え、アクセススキャンでの対応を実施していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>77</p> |
| <p>『手のひら静脈認証システム（基幹系）情報セキュリティ実施手順』にてユーザーアカウントの取扱いに関して、明文化されてはいるが、作成後に適正な改定(令和3年度の組織改正)が行われていないため改定を行うことが望ましい。</p> | <p>『手のひら静脈認証システム（基幹系）情報セキュリティ実施手順』を改定しました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>77</p> |
| <p>(3) 現行の体制・規程類の運用下におけるリスク 複数の課が運用するシステムにおいて、当該システムの所管課（情報システム管理者）を明確にすべきであり、その情報システム管理者が一連の庁内手続きやシステム機能、運用ルールやドキュメント整備等の主責任を負うことが望ましい。例えば住民情報系システムにおいては、初期導入費と保守費用の契約はデジタル推進課が担当、法改正等に伴うシステム改修費用の契約は各運用課が担当しており、情報システム管理者が成すべき役割が分散化されている。</p> | <p>現在の調達プロセスとして、システム化や費用内容の妥当性等を検証するため、システム評価・システム精査による見積内容確認を実施しています。また、各担当課からの依頼に基づき、デジタル推進課で調達仕様書の確認を実施しており、ITガバナンスを効かせています。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>77</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>全庁的な情報システムの台帳が整備されていない。全庁的なリスク管理等の第一歩として、アプリやホームページも含めた情報システム管理台帳を整備・運用することが望ましい。</p> | <p>現在、情報システムに係る決算額等を調査していますが、各部門にて利用しているシステムについて調査を実施して、情報システム管理台帳の整備をしていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>77</p> |
| <p>情報システム調達において、システム所管課が主体的に品質を確保、適正な価格による契約、公正な手続きができるよう促すための当該調達プロセスを標準化した『情報システム調達ガイドライン』が整備されていない。庁内システムの調達（企画・運用段階も含めた広義の調達）にあたっての標準的かつ具体的な方法を示すことが望ましい。</p> | <p>スケールメリットが働くかどうかを考慮し、契約担当課を決めています。一元管理をすることにより、スケールメリットが働く場合はデジタル推進課で、業務特性が強い場合は、各担当課で契約しています。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>78</p> |
| <p>3 デジタル化推進計画の進捗状況 (1) 和歌山市デジタル化推進計画の進捗状況 ワーキンググループにおいて検討中のまま、その進捗が停滞しているような場合においては、部分的な導入からであってもよいので、順次本格導入を進めていくことを検討することが望ましい。</p> | <p>窓口手数料等のキャッシュレス化については、オンライン申請で対応可能なものから、順次進めていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>85</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>国の整備した「ぴったりサービス」による手続きのオンライン化のみでは、オンライン化対象となる事務手続きや件数は限定的である。ついては、全庁的に市民向けの手続について棚卸点検を実施し、現存する規制の洗い出しや類型、現在のフェーズ、根拠の分類等を分析の上、今後の窓口オンライン化の優先順位付けや短期・中期の整備計画を策定することが望ましい。※令和4年11月にデジタル庁から示された『地方公共団体における規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】』参照が有用である。</p> | <p>手続き等デジタル化支援ツールを活用した各種手続きの窓口オンライン化を進めるため、市民向けの手続きの総点検を実施し、実績件数や複雑性などを考慮してオンライン化を進めていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>86</p> |
| <p>RPAについては費用対効果が低い等の理由から導入が特にならない。一方で、一定の処理については劇的な業務改善効果を発揮する有効なツールとして利用しているケースもみられる。RPAで何ができるのかを本当に職員が理解しているのか、税や国保、財務会計、人事給与等の事務で本当に利用の余地がないのか、等について再度情報収集・検討を行うことが望ましい。</p> | <p>RPA利用可能性の検討のため、単純・反復作業調査を平成30年度に実施しましたが、再度調査を実施するとともに、情報収集に努めていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>86</p> |
| <p>手続き等デジタル化ツール導入を終えた後、本テーマを検討しているワーキンググループの内容は他のワーキンググループ「窓口オンライン化」や「課題解決・内製化チームの実現」と内容的に重複している部分が多いと察せられ、必要であれば現状のワーキンググループの再編・統合を検討することが望ましい。</p> | <p>ワーキンググループについては、活動内容や進捗状況などを踏まえて、再編・統合の必要性を検討していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>86</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|--|----------------------|-----------|
| <p>和歌山市観光アプリ（音声AR等）については、契約先の代替先がないとの結論に至っており、1社見積りとなっている。和歌山市では、従来型の一般システムと同様に、予算要求前においてはシステム化計画書等を提出の上、デジタル推進課がその内容をチェックし金額の妥当性を確認する定めがあることから、今後、アプリ拡充等の際には当該手順を遵守すべきである。</p> | <p>アプリ拡充等の際には、金額の妥当性などの内容について、決められた手順に基づき、進めていきます。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>99</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

〔監査テーマ〕 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>令和2年度の在宅勤務試行実施者は82名であったが、令和3年度の実施者は15名と実施者が少ない。また、令和2年度の調査報告には在宅勤務のメリットとその課題等が挙げられているが、それらに対する改善アクションは特に見られない。テレワーク自体はそれを実施することが目的ではないため、令和2年度の調査報告をもとに、まずは短期的・中長期的な観点からの和歌山市としてのテレワーク実施の目的自体を明確化する等、継続的に利用拡大を検討することが望ましい。目的の例示としては、多様な働き方の推進（子育て・介護による離職の防止等）や業務効率化等が挙げられるが、和歌山市においては南海トラフ地震の備えとしての、非常時の行政維持の手段としても有効である。</p> | <p>テレワークについては、在宅勤務の試行で得られた課題を踏まえて、実施目的を明確化させるとともに、対象者も含めて引き続き、利用拡大に向け検討していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>87</p> |
| <p>ワーキンググループにおいて検討中のみ、その進捗が停滞しているような場合においては、部分的な導入からであってもよいので順次本格導入を進めていくことを検討することが望ましい。</p> | <p>電子決裁の導入については、RFIを実施して情報収集するなど、システム構築に向けた準備を進めていきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>87</p> |
| <p>ペーパーレス会議の普及は、対応するICT環境（モニター、モバイル端末、庁内無線LAN等）の整備とセットとなる取組であり、これらICT環境は今後5年10年で遅かれ早かれ整備すべき基盤である。一部の会議で導入が始まっているが、必要な環境整備も含めてより広い対象範囲でのペーパーレス会議の普及を目指すことが望ましい。</p> | <p>主要な会議室にモニターなどペーパーレス会議の円滑な運営に必要な環境を整備し、会議資料の原則ペーパーレス化を推進していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>87</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】 情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>4 情報システムの調達手段について</p> <p>(1) 和歌山市行政ネットワークシステム</p> <p>現行事業者との契約が10年以上継続しており、直近の調達時においてはBPRや費用対効果分析、RFIは特に行っておらず、結果1者応札であった。次期調達においては、現行課題や費用対効果等の分析やRFI等を行い、複数者からの提案を受けやすい環境を整え、それらを比較検討の上、調達することが望ましい。</p> | <p>事前に事業者から聞き取りなどの調査を実施して、得られた結果から仕様書を見直したことで、複数者からの応札という調達結果が得られました。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>88</p> |
| <p>(2) 和歌山市施設案内・予約システム</p> <p>現行事業者との契約が15年以上継続しており、一方では令和3年度に和歌山城ホールが新設される等、対象施設の多様化も進んでいる。次期調達においてはRFI等を行い、複数者からの提案を受けやすい環境を整え、それらを比較検討の上、調達することが望ましい。</p> | <p>RFI等を実施して、得られた結果から調達仕様書の見直しを実施していきます。</p> | <p>総務局 デジタル推進課</p> | <p>92</p> |
| <p>(3) 和歌山市観光アプリ</p> <p>アプリやHPも、従来型の一般システムと同様に、予算要求前においてはシステム化計画書等を提出の上、デジタル推進課がその内容をチェックする必要がある。今後、当該システムの拡充時等においては、上記手順を踏むべきである。</p> | <p>当該システム拡充時等の際には、決められた手順に基づき、進めていきます。</p> | <p>産業交流局 観光課</p> | <p>99</p> |

和教政第236号
令和5年8月4日
(2023年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博司

包括外部監査結果に基づく措置状況の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和4年度）

【監査テーマ】情報システムに関する事務の執行について

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部 課等名 | 頁 |
|--|--|---------------------------|-----------|
| <p>1 個別システムに関するの結果</p> <p>(3) 和歌山市施設案内・予約システム</p> <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を整備すべきである。</p> | <p>情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ実施手順を整備しました。</p> | <p>教育委員会事務局 生涯学習課</p> | <p>53</p> |
| <p>各課では共有IDのみの保有となっており、退職者や異動者がシステムへのアクセスが可能な状態となっている。期や年次でパスワードを変更する等のセキュリティ強化を図るべきである。</p> | <p>共有IDについては、年次や人事異動等により使用者に変更がある場合に、パスワードを変更することで、セキュリティ強化を図りました。</p> | <p>教育委員会事務局 生涯学習課</p> | <p>55</p> |
| <p>パスワードについては、複雑性や長さを再定義し、そのルールに則らないものはシステム的に設定できないようにすべきである、あるいは二要素認証を導入すべきである。</p> | <p>パスワードルールを変更し、複雑化することでセキュリティ強化を図りました。</p> | <p>教育委員会事務局 生涯学習課</p> | <p>55</p> |

和歌山市公報

令和五年八月三十一日

号外第十三号

別冊